

議案第71号

宝塚市立文化芸術センター条例の制定について

資料7 条例第4条に規定する各施設の目的・内容

・ギャラリー1（メインギャラリー） 面積573㎡

【目的】本格的な美術展示を行うことができ、文化芸術施設の中心となります。天井高4mを確保し、可動壁を用いて、様々な形態やサイズの作品展示に対応可能な汎用性の高い空間とします。

【内容】美術作品や漫画・アニメ関連作品展示、デジタルアート、絵本原画展など



メインギャラリー



デジタルアート

・ギャラリー2（サブギャラリー） 面積140㎡

【目的】市民ギャラリーとして貸し出し利用を基本とし、個展やグループ展など市民の文化芸術活動の成果を発表できる空間とします。

【内容】市民の発表の場、メインギャラリーを補完する場など



文化団体の活動発表



メインギャラリーの第2会場

・ホール（キューブホール） 面積186㎡

【目的】2階まで吹き抜けの天井高7mの開放的な空間とします。コンサート、様々なイベント実施が可能であり、西、北側の壁面をガラス張りにすることにより、集客を呼び込むシンボリックな空間としてホール内イベントを屋外に向けて発信していきます。

【内容】音楽イベント、空間アート、壁・床・天井アート、文化芸術シンポジウム・セミナーなど



キューブホール



文化芸術シンポジウム・セミナー

・造形室（アトリエ） 面積58㎡

【目的】工芸、工作、絵画など市民や子どもたちの多様な創作体験の空間とします。施設1階の中央に位置し、10名程度が作業でき、洗い場などワークショップに必要な設備を設けます。

【内容】子どもアートワークショップなど



アトリエ



子どもアートワークショップ

・会議室 面積36㎡

【目的】会議、研修会、セミナー、勉強会などに利用できる空間とします。

【内容】市民、文化団体の打ち合わせ、市民サポーターの勉強会など